

日 時：平成 27 年 10 月 20 日（火）18 時 30 分 ～20 時 10 分

場 所：向陽多目的研修集会施設

対象地区：向陽

参加人数：32 名

■要望・質疑応答

内 容
<p>○空き家について</p> <p>（市民からの要望・質問）</p> <p>所有者が行方不明で雑木が生い茂っている空き家がある。個人の財産であり、行政がすぐ手をつけるのは難しいと思うが、町会としてどう対応していけばよいか。</p> <p>（市の回答）</p> <ul style="list-style-type: none">・所有者と連絡が取れない場合、空き家の地番、所有者の氏名を総務課へ教えてもらえば、総務課で所有者の所在を確認し対処の要請をする。 <p>（市民からの要望・質問）</p> <p>以前、総務課で現場を確認した。アメリカシロヒトリの発生など、早急に手を打つ必要がある場合はどう対応すればよいか。雑木が隣接の住宅にも影響している。</p> <p>（市の回答）</p> <ul style="list-style-type: none">・先日も空き地の雑木が隣接の住宅に影響しているため総務課が連絡をとり、所有者が対応した事例があった。ちなみに総務課へ相談したのはいつ頃か。 <p>（市民からの要望・質問）</p> <p>調査を実施する前からである。</p> <p>（市の回答）</p> <ul style="list-style-type: none">・空き家条例の設置前から、所有者が行方不明の空き家は総務課で所有者へ連絡し対応している。あとで場所、所有者を教えてもらえば総務課で対応方法を検討する。・空き家は調査段階で市に 423 戸確認された。・使用可能か調査し、空き家バンクに登録する制度を実施できないか検討している。・所有者不明の空き家に対しては市が経費を負担すると市民の税金が使われることになり対応に苦慮している。・所有者が完全に行方不明の場合、条例・法律に基づき手続きを踏む必要がある。所有者の有無を調査し、行方不明であれば裁判所に不在者の財産管理人の選任を申し立てる等の手続きが必要になる。ただし、弁護士への手数料など多額の経費が発生する。

(市民からの要望・質問)

自然に生えた雑木などは、町会で撤去してもよいか。

(市の回答)

- ・草を刈る程度であれば財産権の侵害にはあたらないと思う。町会で最低限の草を刈り、アメリカシロヒトリの薬をかけることはかまわないと思う。薬も市民課で配付しているので相談して欲しい。
- ・虫などが発生し近隣の方が困っているなら、町会でやってかまわないと思う。

○生活保護世帯の家屋について

(市民からの要望・質問)

生活保護世帯の家屋が崩れ、小屋で生活しているが、家屋を撤去する費用がないので市で何か対策してもらえないか。

(市民からの要望・質問)

5月に市民課へ2度相談した。家屋、小屋とも隣家へ倒れそうな状態であり対処を頼んだが、居住者から申し出がないと無理だと言われた。市も2度程現状を見たようだが通学路付近でもあり早目の対処を望む。空き家条例ができて何が変わったのか。

(市の回答)

- ・基本的には財産権の問題があり、本人の了承がないと手をつけられない。
- ・生活保護費の中の住宅扶助という項目で住居の修繕費も対応できる場合がある。検討するのであとで詳細を教えて欲しい。
- ・空き家条例はできたが、人が住んでいる家は対象にならない。
- ・空き家条例ができて変わったことは、今までは危険な空き家の所有者へ口頭や電話で依頼しかできなかった。条例ができて、空き家の状態が危険と判断した場合は所有者へ文書で助言、指導し、対応しない場合は勧告、さらに固定資産税の軽減がなくなる。さらに命令、罰則（名前・住所の公表。5万円以下の罰金など。）となり、それでも対応しない場合は、行政代執行で市が変わりに建物を取り壊すこともできるが、行政代執行は全国的にも例が少なく手続きも煩雑である。
- ・緊急回避措置も条例で制定し、他に方法がない場合は市で整理し本人へ請求できる。空き家の場合、所有者が払わない可能性が高く全国でもあまり活用されていない。

(市民からの要望・質問)

再三市に相談したがどうにもならず、倒壊し怪我や物損被害があった場合はどうなるのか。市ではどうするのか。

(市の回答)

- ・以前、碓ヶ関地区で空き家が道路に倒れ通行に支障をきたしたため市が代わりに撤去した例がある。費用は所有者に請求したが未払いでありこれからも請求を続ける。他

- に雪で傾いた相続放棄の家屋をブルーシートで覆うなど必要最低限の対応をした。
- ・ 今回のケースで損害があった場合、損害を受けた人が裁判で居住者へ請求せざるをえない。あとは粘り強く話していくしかない。
 - ・ 空き家条例で罰金を設けたのは当市が初めてである。平賀地区で 142 件、尾上地区で 88 件、碓ヶ関地区で 193 件の空き家があるが、もう一度危険な箇所を調査するなどし、市民が安心して暮らせる状況を作るよう検討する。

○側溝整備について

(市民からの要望・質問)

高畑から沖館への道路のカーブのところの側溝に蓋がない。冬は車も落ちたりして危険なので蓋をして欲しい。

(市民からの要望・質問)

町会でも要望を出している箇所である。

(市の回答)

- ・ 私も現場を把握しており、県に要望もしている。できるだけ早くやってもらうよう県に要望を続けていく。

○巡回バスについて

(市民からの要望・質問)

唐竹広船線、大坊線をよく利用するが文化センターを経由してもらえないか。図書館を利用するが駅からだと 10 分位かかり、重い本を持つと大変だ。

(市の回答)

- ・ 循環バスは基本的に平賀駅を出発し、平川診療所を経由して平賀駅へ到着する。また、同じ経路を重複しないようにコースを設定している。松崎線が文化センターを経由しているが、それを他の線や全ての線で経由するというのは難しい。
- ・ 循環バスは旧平賀地区だけで実施しており、他の地域からも要望がある。
- ・ 利用者は一番利用が多い唐竹広船線でも 1 日あたり 6 便で 27.9 人である。これに 2 千数百万円補助金を出している。7 月から 12 月まで国の補助金を使い運賃を 10 円にして利用率の変動を見ている。
- ・ 以前、尾上地区でも循環バスを実施したが利用者が少なくやめたという経緯がある。高齢社会にはバスが必要だと思うが、需要を含めこれからの大きな課題である。
- ・ 10 円でも 7 月から 9 月の実績をみればそれほど伸びていない。10 円の期間はまだ数ヶ月あるし、冬になりバイクや自転車を使用していた人がバスを利用して欲しいと思っている。利用状況をみながら次の対策を考えていく。

○道路の整備について

(市民からの要望・質問)

2、3 年前に薬師堂の手前から八幡館に抜けるバイパスができてから、大型トラックが村中を通ることが多くなり危ないと感じている。村の中の道路（県道吹上金屋線）を

広げる計画について詳しく教えて欲しい。

(市の回答)

- ・以前、県議会議員たちに視察してもらい整備が必要という意見になった。バイパスの案がでて、高速を過ぎて左に入り大浪線につなげる計画ができたが、県も国との予算が進まないでいる。平川市の5つの重点要望にも入っている。
- ・県から交通安全の予算で考えたほうが早く実現できるのではとアドバイスがあり、今年には現状の拡幅ということで要望書をだした。
- ・村中で宅地や小屋があるため広く拡幅することは難しい。大型車両がなんとかすれ違い可能で片側に歩道があるという規格までは県へ要望する。

(市民からの要望・質問)

大型トラックの交通量がこの2、3年で非常に多くなった。大きな木材を積んだトラックなどが吹上ですれ違いず渋滞が発生する。15分位動けないことがよくあり、吹上から木村商店まで渋滞することもある。子供や自転車は車の間をぬって通っている。大型トラックだけでも時間規制できないか。交番へ話したが無理だと言われた。

(市の回答)

- ・道路ができるまで事故が起きないようにしないといけない。通学路であり大型の規制ができないか黒石警察署と協議してみる。

○冬の道路について

(市民からの要望・質問)

柏木町の道路（柏木小から駅に行く旧道）に融雪溝があるが、家の前の雪を融雪溝に捨てないで路肩に積もっているところがある。道路が狭くなり通学の時危険である。融雪溝があるところは市で除雪しないのか。

(市の回答)

- ・昨年教育委員会にいたのでその場所は把握している。融雪溝があるところも通常の除雪は行っている。さらに通学路は危険な箇所を先生方に確認してもらい教育委員会で定期的に排雪している。今年も同じく対処していくものと思っている。

○マイナンバーについて

(市民からの要望・質問)

マイナンバーの通知はいつごろ発送になるのか。

(市の回答)

- ・法律上は10月から通知となっているが、国民全世帯へ簡易書留で送るので、早くても10月末か11月に入ってからである。
- ・一人ひとりに与えられた番号は、一生使う番号なのでなくさないように保管して欲しい。

い。

- ・今すぐには番号がなくても普段の生活には困らない。郵便局で配達できなかった分は市役所に返送されるので、届かなかった人は市役所へ電話するよう伝えて欲しい。

○健康づくり体操について

(市民からの要望・質問)

26年度の冬に健康センターの方が公民館に来て健康づくりの体操を2回ほど指導してくれたが、27年度は開催するのか。冬場に健康センターまで行くのは大変なので公民館でやってくれとありがたい。

(市の回答)

- ・健康で長生きする人が多い平川市を作るためには、健診を受けること、普段の生活習慣を見直すこと、適度な運動、ストレスを抱えないで笑って暮らせることが大事である。健康体操はこれからも健康づくりの一環で続けていくと思う。地域での開催の要望があったことは伝えておく。
- ・地域主催で健康づくりを行う場合、10万円の助成があるが向陽地区はやっているのか。

(市民からの要望・質問)

やっていない。去年は保健協力員から話があり、町会で申請して保健協力員の方たちが公民館へきて2回開催した。

(市の回答)

- ・10万円の補助は7団体に助成している。予算がまだあるかもしれないので活用して欲しい。
- ・同じような健康づくり体操がここでまたできるか健康推進課へ確認するとともに要望があったことを伝え、町会長さんへ連絡する。

○観光マップについて

(市民からの要望・質問)

以前、自転車に乗っている人に「志賀坊まで何キロか」と尋ねられたことがある。距離が載っているマップがあればよいと思う。

山野草祭りの際、無料バスが通っていることがわからなかった。無料バスの情報をチラシに掲示して欲しい。

(市の回答)

- ・山野草祭りのときは広船の公民館から無料バスがでている。広報の仕方が悪かった。ぜひ利用して欲しい。

○自治公民館と市の係わりについて

(市民からの要望・質問)

市に中央公民館があり公民館費として5千円、館長の研修費として1万5千円集めて

いるが、公民館活動は花壇のコンクールと館長の研修以外やっていない。向陽には下部組織が4団体あるが活動は特にしていない。何かないのか。総会資料をみても平川市から助成金等が入ったこともない。自治公民館と市の係わりは何か。

(市の回答)

- 市の公民館は文化センターに教育委員会の平賀公民館があり、社会教育全般にわたる教育的な事業や企画をする。自治公民館は平賀地域にしかなく、昔は教育委員会の委託事業を受託しながら子ども会、青年、婦人の教育を実施していた。
- 今はコミュニティ助成事業がある。各町会や自治公民館を中心に各種団体が力を合わせて事業を展開し、地域の仲間作りを進めながら地域について話し合いを持つようにすることが助成金の大きな役割である。現在は助成金を利用し公民館祭りなどが開催されており、それを足がかりに公民館活動が広がって欲しい。
- これからはお互い助け合いながら自分たちで暮らしやすい地域を作っていくという気持ちのもとで地域づくりをやっていくことが必要になってくる。そういった地域づくりの考えを育んでいくことも公民館の役割だと思っている。
- 市でも自治公民館でやるのが花壇コンクールと館長研修で終わらないよう地域づくりの中で考えていく。